

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

- 秋田県病院事業財務規則を廃止する規則（二七・県立病院改革推進室）……………1
- 秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（二八・農地整備課）……………1
- 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令（二・教育庁総務課）……………1

### 規 則

秋田県病院事業財務規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日  
秋田県知事 寺 田 典 城

**秋田県規則第二十七号**  
秋田県病院事業財務規則を廃止する規則

19	教育職員免許法	5	1	普通免許状の授与	30	義務教育課	義務教育課	義務教育課
		5	2					

別表第二十号を削り、同表第二十一号中「2」を「3」に改め、同号を同表第二十号とする。  
別表第二十二号中「5」「5」を「5」「6」に

改め、同号を同表第二十一号とする。  
別表中第八十一号を第八十九号とし、第二十七号から第八十号までを八号ずつ繰り下げる。

別表第二十六号中「公立中学校」を「市町村立中学校」に改め、同号を同表第三十号とし、同号の次に次の四号を加える。

31	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部	附則 2	2	免許状更新講習の課程を修了したことの確認	60	義務教育課	義務教育課
----	----------------------	------	---	----------------------	----	-------	-------

秋田県病院事業財務規則（昭和四十四年秋田県規則第五十号）は、廃止する。

### 附 則

- この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
  - この規則の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの規則による廃止前の秋田県病院事業財務規則（以下「旧規則」という。）第八十条の規定による会計管理者の検査及び旧規則第八十二条から第八十四条までの規定による決算の処理については、なお従前の例による。この場合において、旧規則第八十二条及び第八十三条中「企業出納員」とあるのは「医療薬事課長」と、第八十四条第一項中「企業出納員」とあるのは「医療薬事課長」と、「四月二十日までこれを所長」とあるのは「五月二十日までこれを会計管理者」と、同条第二項中「所長は、前項の規定による決算諸表を受理したときは、これを確認し」とあるのは「医療薬事課長は」と読み替えるものとする。
- 秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 秋田県規則第二十八号**  
秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
- 秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則（昭和三十一年秋田県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第二経営体育成基盤整備事業の項中「区画整理型」を「経営体育成型」に、「高度利用型」を「農地集積加速型」に改め、

### 教育委員会訓令

#### 秋田県教育委員会訓令第二号

「二二・五パーセント以内（一級河川の改修を伴う部分の事業は、五パーセント以内）」の下に「。ただし、条件不利地（離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域又は急傾斜地帯）において行うものにあつては、工事費の一七・五パーセント以内（一級河川の改修を伴う部分の事業は、五パーセント以内）」を加える。

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

各 各 各 各 各  
庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十一年三月三十一日  
秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。  
別表第十九号を次のように改める。

	を改正する法律（平成19年法律第98号）								
32	〃	附則 2	3	3	免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める期間内にあることの確認	60	〃	〃	〃
33	〃	附則 2	4	4	免許状更新講習の修了確認期限の延期	60	〃	〃	〃
34	〃	附則 2	5	5	免許状更新講習を受ける必要がない者の認定	60	〃	〃	〃

別表第二十五号中「公立の高等学校、国立大学に附属して設置される中学校並びに私立の中学校及び高等学校に係るものに限る」と「市町村立中学校に係るものを除く」の次に「回かや回表第二十九号を」とする。



別表第二十四号中



に改め、同号を同表第二十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

27	〃	16の 4	1	1	教科の領域の一部に係る事項についての高等学校教諭の普通免許状の授与	30	〃	〃	〃
		16の 4	4	4					
28	〃	17	1	1	自立教科等の教授を担任する特別支援学校の教員の免許状の授与	30	〃	〃	〃
		17	2	2					

別表第二十三号を同表第二十五号とし、同号の前に次の三号を加える。

22	〃	5の 2	3	3	特別支援学校の教員の免許状への新教育領域の追加	30	〃	〃	〃
23	〃	9の 2	1	1	普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	60	〃	〃	〃
24	〃	9の 2	5	5	普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	60	〃	〃	〃

附 則

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0186)八七六六  
FAX(0186)〇〇〇五  
E-mail:matsubarainatsu@natsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社 雄